

行政改革実施計画の内容(策定年次別)

	【行政改革大綱】平成8年8月策定	平成8年度～平成10年度	平成11年度～平成13年度	平成14年度～平成16年度	平成17年度～平成21年度	平成19年度～平成22年度(改訂)
構成	基本方針 行政改革推進のための重点事項	はじめに 背景・経緯、策定プロセス、3か年計画 実施項目 今後の推進体制 行政改革推進懇話会の提言 市政モニター会議の意見 これまでの経過	はじめに 背景・経緯、取組の姿勢 基本方針 数値目標 実施計画策定までの取組 実施項目 行政改革推進懇話会の提言 市政モニター会議の意見 実施計画策定までの経過	1 はじめに 経緯、社会的背景、目的等 2 計画策定の背景 財政及び職員数・給与の現状 3 基本方針 4 計画推進のために 5 具体的実施項目 6 行革推進懇話会の意見・提言 7 市政モニター会議の意見 8 実施計画策定までの経過	計画策定にあたって 経緯、社会情勢、国の指針、新計画の策定方針 計画策定の背景 (改革の必要性) 財政及び職員数・給与の状況 基本方針 計画の推進のために 実現に向けた方策 実施プログラム	計画の概要 改訂の背景、新たな計画の策定、基本的な考え方 財政及び定員管理の状況 これまで及び今後の財政推移、職員数と給与 基本的な考え方 計画推進のために 取組項目 人・体制、物・サービス、財(金)、情報
基本方針	新たな時代の市民ニーズに対応できる行政の再構築を図ること	(同左)	1 行革大綱重点6事項に基づく 2 市民サービスの向上が目的(窓口サービスの向上) 3 3か年計画、住民・議会の意見 4 目標設定し公表、住民の理解・協力	(1)大綱の理念と実施計画の位置付 基本的な考え方は妥当、継続 (2)重点取り組み事項 大綱の重点項目の整理・統合 (3)数値目標の設定 (4)実施計画策定までの経過	1 改革の目指すもの ・市民・民間との協働 ・市民本位の質の高いサービス ・スリムで柔軟な行財政システム 2 今後の財政運営方針 ・3つの方針、削減目標額 3 数値目標	【基本コンセプト】 「分権自立への基礎固めとしくみの創生」 1 改革の視点(人・物・金・情報) ・分権自立への始動、市民視点 2 計画の期間 ・平成19年度～平成22年度(4年間) 3 数値目標
数値目標			・窓口サービスの向上、20項目以上の改善。 ・10%の公共工事コスト縮減 ・経常収支比率、90%未満 ・職員数、30名削減	・経常収支比率、95%未満 ・退職者不補充を基本とし、100名の削減	・財政の健全化 経常収支比率、95%未満 ・定員管理の適正化 総職員数2,500名体制	・財政の健全化 経常収支比率、95%未満 ・定員管理の適正化 総職員数2,300名体制
取り組みの戦略、大きな柱	行政改革推進のための重点事項 1 事務事業の見直し ・事務事業の選択 ・個人を対象とする給付事業の見直し ・補助金、助成金等の見直し ・使用料、手数料の見直し ・経費節減の努力 ・行政手続制度の適正な運用 ・民間委託等の推進 ・民間との協力、連携 ・広域的な連携、協調 ・権限移譲への対応 2 時代に即応した組織・機構の見直し ・審議会、協議会等のあり方 ・公社等外郭団体のあり方 3 定員管理及び給与の適正化の推進 ・給与水準 ・諸手当 4 効率的な行政運営と職員の能力開発等の推進 5 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上 ・高度情報通信機器の導入 ・行政情報の共有化等 ・情報の管理 ・情報発信機能の高度化 6 会館等公共施設の設置及び管理運営 ・新規施設の設置 ・民間委託等の推進 ・運営の効率化	実施項目 (同左) 現状に合わせた基本的な考え方を示す。 追加事項 (1 事務事業の見直し) ・公営企業等の健全化等	実施項目 1 事務事業の見直し ・事務事業の選択 ・個人を対象とする給付事業の見直し ・補助金、助成金等の見直し ・使用料、手数料の見直し ・経費節減の努力 ・個人情報保護制度の適正な運用 ・民間委託等の推進 ・民間との協力、連携、市政への住民参画 ・地方分権への対応 ・公営企業等の健全化等(外郭団体見直し含む) 2 時代に即応した組織・機構の見直し 3 定員管理及び給与の適正化の推進 4 効率的な行政運営と職員の能力開発等の推進 5 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上 ・窓口サービスの向上 ・行政の情報化の推進 6 会館等公共施設の設置	5 具体的実施項目 (1)財政の健全化 ・歳入の確保 ・歳出の抑制 ・公営企業の健全化 (2)定員管理及び給与の適正化 ・定員管理の適正化 ・給与の適正化 (3)職員の意識改革 ・総合的な人材育成の推進 ・窓口サービスのより一層の向上 (4)事務事業の見直し ・民間活力活用の推進 ・新規施設設置の事前検討の充実 ・既存公共施設の見直し ・外郭団体の経営健全化の推進 ・市民との協働・住民参画の推進 ・その他事業の見直し (5)情報化の推進 ・情報化の基盤整備 ・行政内部の情報化の推進 ・市民サービスの向上につながる情報化の推進 ・財政の健全化の項目を新たに設け、関連事項を集約。 ・職員の意識改革の項目を設け、人材育成と窓口サービスを統合。	実現に向けた方策 1 市民・民間とのパートナーシップ ・市民との協働と参画のしくみづくり ・指定管理者制度の活用等 ・民間委託の推進等 2 市民サービスの改革 ・窓口サービスの向上 ・情報化の推進 ・その他事業の見直し 3 人事制度の改革 ・定員管理の適正化 ・給与と制度の見直し ・人材育成の推進 ・その他人事制度の改革 ・福利厚生事業の見直し 4 行政体制の見直し ・組織機構の見直し ・外郭団体の見直し 5 歳入の確保・歳出の抑制 ・歳入の確保 ・歳出の抑制 6 公営企業の経営健全化 ・病院事業の健全化 ・交通事業の健全化 ・水道事業の健全化 ・市民・民間との協働や市民本位の改革へシフト。 ・事務事業の見直しの項目は目的別に分散。	推進方策 【人・体制】 1 自主的、自立的な人材育成、体制整備 ・人材育成 ・組織の見直し ・人事、給与制度の見直し ・職員の意識改革、等々 【物・サービス】 2 地域資源の有効活用 ・事務事業の見直し ・窓口サービス等の向上 ・民間活力の活用 ・公有財産の適正管理、等々 【財(金)】 3 持続可能な財政構造の確立 ・経費節減の徹底 ・補助金、給付金の見直し ・徴収率の向上 ・公営企業の経営健全化、等々 【情報】 4 情報共有等による自立社会の実現 ・情報公開 ・コンプライアンス制度の導入 ・自治基本条例の制定 ・情報システムの最適化、等々 ・市民視点で市民にとって理解を得られる改革へ。 ・分権自立に向けた方向性を明確に打ち出した改革へ。
国等の動き	(平成6年10月) 「地方公共団体における行政改革推進のための指針について」自治事務次官通知		(平成9年11月) 「地方自治・新時代に対応した地方公共団体における行政改革推進のための指針」自治事務次官通知 ・事務事業の見直し(民間委託等、補助金、事務事業見直し等) ・組織・機構関係 ・外郭団体関係 ・定員及び給与関係 ・人材の育成・確保関係 ・行政の情報化等行政サービスの向上関係 ・公正の確保と透明性の向上関係 ・経費の節減合理化等財政の健全化関係 ・会館等公共施設関係 ・公共工事関係 ・地方議会について		(平成17年3月) 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」総務事務次官通知 ・地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化(民間委託等、指定管理者制度、地方公営企業、第3セクター等) ・行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織 ・定員管理及び給与の適正化等 ・人材育成の推進 ・公正の確保と透明性の向上 ・電子自治体の推進 ・自主性・自律性の高い財政運営の確保 ・地方議会	(平成18年8月) 「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」総務事務次官通知 (1)総人件費改革 ・一層の定員純減、給与適正化 ・第三セクター等の人件費抑制 (2)公共サービス改革 ・公共サービスの見直し ・廃止、民営化、民間委託 ・市場化テストの積極的な活用 (3)公会計改革～地方の資産・債務管理改革、情報開示の徹底・比較開示、外部監査制度の有効活用等
その他				4 計画推進のために ・行政評価システムの構築 ・行革の有効な手段、より質を高める ・行政改革の担い手 職員(目的意識、意欲) ・行政改革の進行管理 上半期、下半期でまとめ、広く公表	計画の推進のために ・推進のためのしくみ 懇話会、専門部会、本部、委員会 ・改革の担い手 職員(目的意識、意欲) ・計画期間 平成17年度～平成21年度 ・進行管理 毎年度管理、公表、計画の見直し	計画の推進のために ・推進のためのしくみ 懇話会、本部 ・改革の担い手 職員(目的意識、意欲) ・進行管理 毎年度管理、公表、計画の見直し プログラムは毎年見直し
効果額		11.7億円	28.0億円	49.2億円	47.2億円 (平成17～18年度)	81.0億円 (平成19～21年度)